

TOPIC

月額変更届ー昇給・降給で必要な届出

■固定の給料が上がったり下がったりして、総額が大きく変わったときの手続きに、「**月額変更届**」というものがあります。

■次の3つの条件に当てはまれば、届出をしないといけません。

- ①**固定給**が上がったり下がったりした。
- ②上がったたり下がったりした月から3ヶ月間の給与**総額の平均額**が**2等級以上**差が出た。
- ③その**3ヶ月**とも、支払基礎日数が**17日以上**だった。

■**固定給**とは、基本給、職手当、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当などなど、毎月の支給額とか、支給率が決まっているものです。

■また、**時間給の単価が変わったとき**も、固定給の変動となります。
逆に、非固定の給与とは、残業手当、精皆勤手当など、毎月一定していない給与です。

■**2等級以上差が出た**、とは「社会保険料額表」で、標準報酬月額が今までの額より、2行以上差が出たことをいいます。

■ただし、標準報酬月額には**上限**（健保121万、厚年62万）、**下限**（健保5万8千、厚年9万8千）があり、どれだけ給与が上下しても2等級以上の差は出ません。

ですので、その等級からそれぞれ一定額に上下した場合は届出をすることになります。
（上限・下限について、詳しくはお尋ねください。）

■**支払基礎日数**とは、次の日数です。

- ・月給、日給月給者
その月の暦日数から欠勤日数を引いた日数
- ・日給、時間給者
その月の出勤日数

■届出をするのは、**固定給が上がって標準報酬月額が2等級以上上がったとき**、逆に**固定給が下がって2**

等級以上下がったとき、です。

■ですから、固定給が上がって2等級以上上がった、固定給が下がって2等級以上上がった、という場合は、**届出をしません**。

■例えば・・・

今まで、基本給 200,000円だった日給月給の人が、

↓

| | |
|----------|---------|
| 4月（欠勤なし） | |
| 基本給 | 210,000 |
| 残業手当 | 20,000 |
| 計 | 230,000 |

| | |
|----------|---------|
| 5月（欠勤なし） | |
| 基本給 | 210,000 |
| 残業手当 | 50,000 |
| 計 | 260,000 |

| | |
|----------|---------|
| 6月（欠勤1日） | |
| 基本給 | 210,000 |
| 欠勤控除 | △10,000 |
| 残業手当 | 15,000 |
| 計 | 215,000 |

月平均 235,000円
となりました。

基本給は1万円の昇給で、**これだけなら月額変更にはなりません**が、残業手当があります。

給与総額で見ると、200,000と、平均の235,000を比べて、2等級以上差が出ますので、月額変更になります。

■この月額変更届は、給与が変わった月から3ヶ月の平均をとった次の月に届出をします（上記の例だと、7月）が、届出をし、社会保険料を変えますが、実際に給料から引く社会保険料は、**届出の翌月に支払う給料から変わってきます**（上記の例だと、8月支払いの給与から）。

■その他、**給与形態が変わったとき**（月給から時間給に、時間給が日給月給に、など）も、月額変更になるかどうか確認してみる必要があります。

■連続して固定給が変わった、という場合もその都度月額変更になるのか確認します。

例えば、4月に昇給して5月に子供が生まれて家族手当が増えて昇給した、という場合は、4～6月で確認し、5～7月でまた確認します。

■また、最近多く見られる、「一時帰休（レイオフ）」について降給の月額変更の確認をしないとイケない場合があります。

- ・レイオフにより、**通常の給与より低額の休業手当が支払われた**
- ・この**減額が3ヶ月を超える**場合

この両方に当てはまる場合には、月額変更を確認しないとイケません。

■また、その後レイオフが終わり通常に戻ったときも、逆に昇給の月額変更を確認しないとイケません。

■この作業をしないで月日が経つと、翌年の基礎算定のとき初めて分かり、それまでの差額の社会保険料がさかのぼって全部まとめて請求されるので、**固定給を変えた、形態が変わったなどのときは必ずご連絡ください。**

大事な お知らせ

1. 労働保険について

今年度も、労働保険料算定の賃金集計、工事高集計に大変ご協力いただき、ありがとうございました。

今後の労働保険の日程が発表になっていますので、お知らせします。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 7月10日（木） | 労働保険申告期限 |
| 7月15日（火） | 労働保険料第1期引落 ～集金、振込等 |
| 8月8日（金） | 労働保険料第1期納付 |
| 10月23日（木） | 保険労第2期引落 ～集金、振込等 |
| 1月26日（月） | 保険料第3期引落 ～集金、振込等 |

保険料の引落、集金、振込等についてもご協力をいただきたいと思います。

保険料の額については、「**納入通知書**」をお送りしますので、ご確認ください。

2. 基礎算定について

毎年7月は、社会保険の基礎算定（定時決定）となっております。

4、5、6月に支払ったお給料を報告します。

賃金台帳、出勤簿等をお預かりしなければいけませんので、改めてご連絡いたします。

また、今年は、基礎算定の時期に合わせ、**諏訪市の事業所対象に「算定調査」**が行われます。

また、日程等が知らされておりませんが、わかり次第日程を組みますので、その際も宜しくお願い致します。

3. 被扶養者の確認

今年も**被扶養者の確認**作業があります。また書類が届き次第、基礎算定や算定調査と併せてご連絡いたしますので、ご協力お願い致します。

（あとがき）

一番下の子が夢科保養学園に行っていますが、あと10日ほどで退園して戻ってきます。2ヵ月というのは早いもんだなあと思います。

次男の野球も、今月の夏の大会がほぼ最後となります。約2年半くらいですが、今となっては、これもあつという間です。

先月野球の審判を務めている最中に両足を痛めてしまいました。肉離れまではいかなかったんですが、お医者さんに「そろそろアキレス腱を切るお年頃だから、無理しないように。」と言われ、そんなお年頃なんだな、と。

まだまだ自分には関係ないと思っていたことが、実はもう目の前だということを知り、やや愕然としているところです。

（キムラ）

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawakaiei.jp

このほつとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

なお、記載の情報等は、当事務所ホームページにもありますので是非ご覧ください。

<http://misawakaiei.jp/sharoushi/index.html>

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

ゆでたまご

5月のあの爽やかな青空が

パッと梅雨空に変わりました。

日本はすごいですね。今年は、ハッキリとした
季節の変わり目があるなんて他の国でも
あるのでしょうか？

土曜日私は茅野の博物館に^{こえ}鑑絵の
写真を見にいきました。なぜか好きなのです。
ちのの小川天彦という左官が諏訪地方に
その技術を伝えたそうです。

鑑絵は目的で入ったのですがちのの
博物館の中の整理ができて民具を公開しているの
を見てくたさい。今と明日の2日間だけ
からと案内され入ってみました。

あらこちらから寄贈された古民具が並んで
います。

うちにもあるような長持ち。自分はまだ「おみその
カマ」^{3.20Lの}として使っているが古釜・釜の棚
足踏みミンなど。...

いったい何に使われているのかわからぬ物も
あり品名「不明」と言っていました。
ゆくり見ていたら半日終わりました。

夜には足がパンパンに張って痛くなり
自分でもへばいすとびっくりしました。

友人と一緒にいたら

サッと30分もあれば見終わってしまうので
もです。

鑑絵の方は目を見張りました。

今でも作っている人かいて猫の絵。アルファベット
の理髪風のものがありました。

6/4: 彦根地区でこて絵観察会が
あります。行けそうもなく残念です。

お天は山の麓が山はと辛に入り
大はべでゆでました。

きょうろきをゆでます。

きょうろきは好きなので毎年買って
煮ています。

たくさんあるのできれいな緑色に仕上げ
る砂糖煮も作ってみようか

と思っています。うすくゆでたらめしあかぬ。

